

## 函館市民生児童委員協議会負担金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員法（昭和23年法律第198号）（以下「法」という。）の規定による民生委員が関係法令等に規定された任務を円滑に遂行するために、民生委員で組織された協議会（以下「民生児童委員協議会」という。）の事業に要する経費に対し、負担金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象団体)

第2条 この要綱による負担金の交付対象は、法第20条第1項および法第29条の規定により、函館市長が定めた区域ごとに組織された民生児童委員協議会とする。

### (交付対象経費)

第3条 負担金の交付対象経費は、民生児童委員協議会の事業に要する会議費（会場費、旅費（交通費）、食糧費）、事務費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費）、研究協議費（報償費、旅費（交通費）、会場費、食糧費）、情報収集資料作成費（需用費）およびその他民生委員活動の推進に係る経費とする。

### (負担金の額)

第4条 民生児童委員協議会に交付する負担金の額は、各方面の民生児童委員協議会あたり50,000円と各方面の民生児童委員協議会の定数に7,526円を乗じ、百の位を四捨五入して得た額の合計額とする。

### (交付方法)

第5条 負担金の交付は、原則として各民生児童委員協議会名義の口座に振込により行うものとする。

### (実績報告)

第6条 民生児童委員協議会は、当該事業が完了したとき、または当該事業を中止もしくは廃止したときは、事業が完了等した日から起算し

て30日を経過した日までに、決算書を市長に報告しなければならない。

(調査等)

第7条 市長は、負担金の執行の適正を期するために必要があるときは、民生児童委員協議会に対し、調査指導することができる。

(関係書類の保管等)

第8条 民生児童委員協議会は、負担金に係る収入支出を明らかにした帳簿および証拠書類を整備し、事業完了の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。